

やまびこ

vol.58

2021.03

まちとむら 未来をひらく 広域連合
南部町 伯耆町 日吉津村



素敵なまち、それは
あなたのまちです。

- 令和3年度予算の概要…………… 2
- 第8期介護保険事業計画を策定しました/
介護相談員を募集しています…………… 3
- 介護保険制度改正のお知らせ…………… 4・5
- 〈地域包括支援センターだより〉
コロナ禍だからこそ大切!
地域の見守りと健康づくり…………… 6・7
- 住み慣れた我が家で安心して生活したい/
広域連合議会の議員構成が変わりました…………… 8

南部箕蚊屋広域連合 令和3年度予算

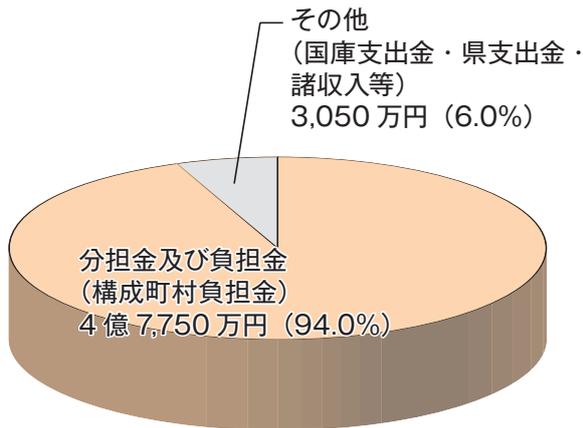
2月24日に開かれた南部箕蚊屋広域連合議会2月定例会で令和3年度の一般会計、介護保険事業特別会計予算が可決されました。



一般会計

総額 5億800万円 (前年度対比 2,750万円の減額)

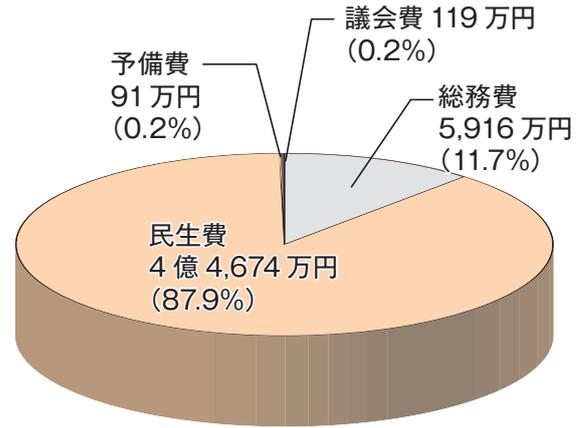
■歳入



主なものは、構成町村からの負担金です。地域包括支援センター職員の給与等負担金の減額により、前年度に比べ5.7%減の4億7,750万円を計上しています。

また、低所得者の介護保険料を軽減するための公費を国庫支出金、県支出金、構成町村負担金に計上しています。

■歳出

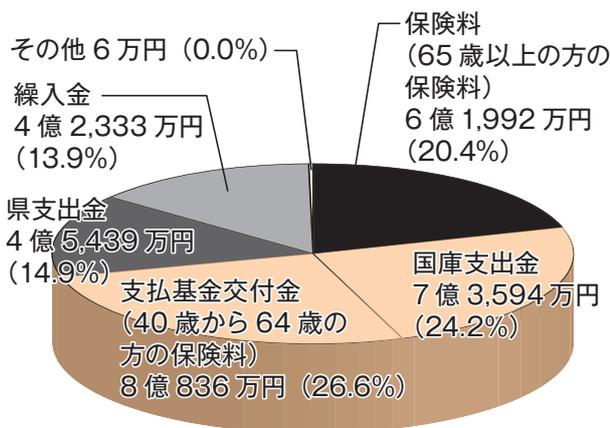


主なものは、民生費で、介護保険事業特別会計繰出金4億2,274万円です。その他に地域包括支援センター職員の人件費や、事業所が行う低所得の利用者の利用料軽減についての補助金などを計上しています。

介護保険事業特別会計

総額30億4,200万円 (前年度対比900万円の増額)

■歳入

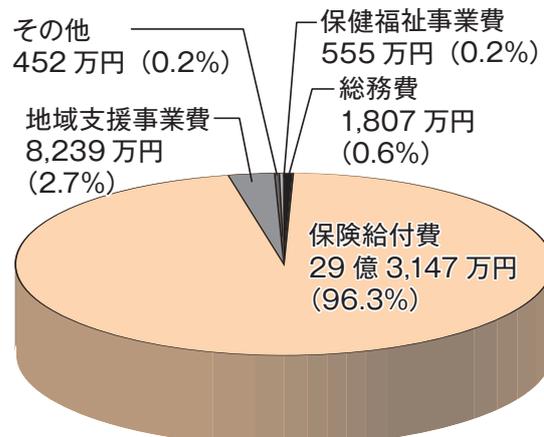


歳入の主なものは、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計からの線入金などです。

保険料は、第8期保険計画に基づいた収入を見込み、前年度に比べ0.5%増の6億1,992万円を見込みました。

国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金は、調整交付金の増加等を見込み前年度に比べ合計で1.6%増の19億9,869万円となりました。

■歳出



保険給付費は、事業計画に基づき、前年度と比べ同程度の29億3,147万円を見込みました。保険給付費の主な内訳は、要介護認定を受けた方が介護保険サービスを利用されたときの費用27億138万円、低所得者の入所サービスの食費等の負担を軽減するための費用9,168万円などです。

また、総務費は、主治医意見書作成料を増額したことなどから、前年度に比べ0.7%増の1,807万円を見込みました。

第8期介護保険事業計画を 策定しました

この度、南部箕蚊屋広域連合では、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間を計画期間とする「第8期介護保険事業計画」を策定しました。

全国的に高齢化のピークを迎える令和7年度（2025年度）を見据えて、『高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる地域づくり』を計画の基本目標として施策の推進を図ります。

また、介護保険料は、介護保険事業計画の見直しに応じて3年毎に見直されます。令和3年度から新しい介護保険料に変わります。

計画の内容や介護保険料など詳しくは、南部箕蚊屋広域連合のホームページまたは、各戸に配布予定の「第8期南部箕蚊屋広域連合介護保険事業計画ダイジェスト版」をご覧ください。

※ダイジェスト版の配布時期は町村により異なります。

介護相談員を募集しています

南部箕蚊屋広域連合では、介護相談員として活動いただける方を募集しています。

■業務内容

月2回程度、南部箕蚊屋広域連合管内の介護サービス事業所を訪問して、サービス利用者やその家族の疑問や不安などの相談に応じ、相談内容を南部箕蚊屋広域連合と介護サービス事業所に伝えていただきます。また、2ヶ月に1回開催される連絡会や研修会に参加していただきます。

■応募条件

1. 南部町、伯耆町、日吉津村にお住まいの介護に関心のある方で、介護相談員の活動に3年程度従事できる方
2. 事業所等に自分で移動できる方
3. 広域連合で定めた研修（養成研修5日間、現任研修2日間）を受講できる方

■応募方法

市販の履歴書に必要事項を記入し、「介護相談員希望」と明記して、下記の問い合わせ先までご提出ください。

■問合せ先

〒683-0351

西伯郡南部町法勝寺377番地1 南部町役場法勝寺庁舎内

南部箕蚊屋広域連合事務局

電話 0859-39-6222

FAX 0859-39-6223



介護保険制度改正のお知らせ

令和3年度から、介護保険サービスを利用したときの費用などが変更されます。
主な変更点についてお知らせしますので、制度改正にご理解をお願いします。

○要介護認定の有効期間の上限が変更されます（令和3年4月から）

要介護認定の更新の際に、直前の要介護度と同じ要介護度となった方の有効期間は、現在、最長36ヶ月ですが、令和3年4月からは、最長48ヶ月に変更となります。
※有効期間は、一律ではなくご本人の心身の状況により異なります。

○高額介護サービス費の自己負担限度額が変更されます（令和3年8月から）

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（1～3割）の合計が高額になり、限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

令和3年8月から「現役並み所得相当」である方の区分が細分化され、新たな限度額が設定されます。

一月あたりの自己負担の限度額

令和3年7月まで

区分	限度額
現役並み所得相当の方 (年収約383万円以上)	44,400円(世帯)
住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・ 高齢福祉年金受給者の方 ・ 前年の合計所得金額+課税 年金収入額が80万円以下 の方	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護の受給者の方等	15,000円(個人)

令和3年8月から

区分	限度額
年収約1,160万円以上の方	140,100円(世帯)
年収約770万円以上 1,160万円未満の方	93,000円(世帯)
年収約383万円以上 770万円未満の方	44,400円(世帯)
上記以外の住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・ 高齢福祉年金受給者の方 ・ 前年の合計所得金額+課税 年金収入額が80万円以下 の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護の受給者の方等	15,000円(個人)



○所得が低い方が施設に入所した際の居住費・食費の自己負担限度額等が変更されます（令和3年8月から）

施設サービスを利用される場合、居住費と食費は自己負担となりますが、所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限が設けられており、申請によりこれを超える分は特定入所者介護サービス費として、介護保険から給付されています。

令和3年8月から利用者負担段階と預貯金等の資産要件が見直されます。また、新しい負担段階に応じて利用者の自己負担の上限額（※詳細未定）も変更になります。



負担限度額の負担段階と預貯金等の資産の要件

令和3年7月まで

利用者負担段階	所得の状況		預貯金等の資産の状況
1	生活保護受給者の方等		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
	世帯全員が住民税非課税	老齢福祉年金受給者の方	
		前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方	
3	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超の方		



令和3年8月から

利用者負担段階	所得の状況		預貯金等の資産の状況
1	生活保護受給者の方等		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
	世帯全員が住民税非課税	老齢福祉年金受給者の方	
2		前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
3		①	前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方
	②	前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

コロナ禍だからこそ大切！ 地域の見守りと健康づくり

●見守りと支えあいが地域を守ります

少子高齢化が進み、一人暮らしや高齢者のみの世帯がますます多くなってきました。

また、ご家族と同居していても日中は仕事や学校でご家族が出かけておられ、その間は一人で家の中で過ごされる方も増えています。

ご近所同士の見守りと支えあいが住み慣れた地域での安心した暮らしを守ります。



●見守りと支えあいとは

日常の何気なく行っていることが見守りや支えあいになっています。

たとえば散歩中にお互いの姿を見かけて挨拶をしたり、日が落ち暗くなってから近所の家に電気がついているか様子見することも含まれます。

地域に出たりサロンに参加して人と一緒に活動を行うことでお互いの絆が深まり日々の様子がわかりあえると思います。

コロナ禍だからこそ人とのつながりは大切にしたいですね。

●ご近所にこのようなお宅はありませんか

- ・最近姿を見かけなくなった。
- ・新聞や郵便物が溜まっている。
- ・夜になっても電灯がつかない。
- ・普段見かけない人の出入りがある。
- ・不自然なケガが増えている。
- ・家から大声が聞こえる。
- ・会話につじつまが合わない事がある。
- ・季節に合わない服を着ていたり、服が不自然に汚れていたりする。 など



※この他にも「何かおかしいな」と感じる事があれば、お住まいの地域包括支援センターまでご相談ください。

元気で暮らし続けるための生活習慣の見直しポイント

閉じこもりになっていませんか?いつまでも地域で元気で過ごせるよう生活習慣を見直してみましょう。

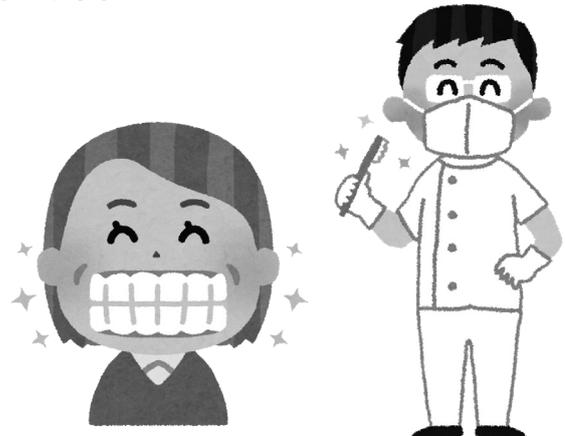
【生活リズム】

生活リズムを整えましょう。睡眠をしっかりとして朝起きたら太陽の光を浴びましょう。



【身だしなみ】

整髪、お化粧、歯磨きなどの身づくろいを日課にしましょう。外出をしない日も日課として行いましょう。



【食事・運動習慣】

一日三食、食事内容が偏らないようバランスよく食べましょう。無理のない程度に体操や運動を行いましょう。



【地域活動】

地域活動に参加することは、自分自身の生きがい作りや自身の健康にも効果的です。外出や家族、友達などとの交流を積極的にしましょう。



今は新型コロナウイルスなどの感染症予防対策をしっかり行う事が重要です。対策を行いながら、地域での関わり合いを大事にしましょう。

南部町

南部地域包括支援センター
電話：0859-66-5524

伯耆町

伯耆地域包括支援センター
電話：0859-68-4632

日吉津村

日吉津地域包括支援センター
電話：0859-27-5952

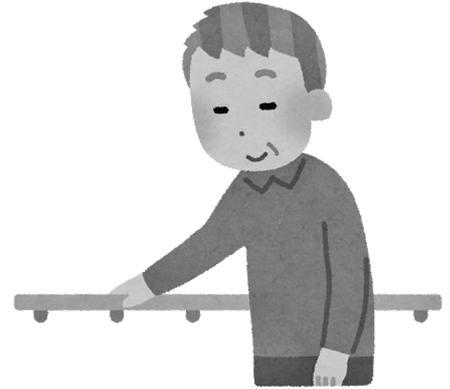
住み慣れた我が家でより安全に生活したい

要介護（要支援）の認定を受けている方が、生活環境を整えるために行う住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7割から9割を住宅改修費として支給しています。

なお、住宅改修費の支給を受ける場合は、工事を始める前に申請書を提出し、南部箕蚊屋広域連合から着工の許可が下りた後に工事を行っていただく必要があります。

介護保険の対象となる工事の例

- ・手すりの取り付け
- ・段差や傾斜の解消
- ・滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- ・開き戸から引き戸等への扉の取替え、扉の撤去
- ・和式から洋式への便器の取り換え
- ・その他これらの各工事に付帯して必要な工事



支給限度額20万円（原則1回限り）

20万円が上限で、その1～3割が自己負担となります。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

申請にはケマネジャー等が作成する「住宅改修が必要な理由書」の添付が必要です。事前にケアマネジャーか地域包括支援センターにご相談ください。

※複数の業者から工事の見積りをとってみましょう。

南部箕蚊屋広域連合議会の議員構成が変わりました

南部町議会議員の改選によって、議員構成が変わりました。

町村名	氏名
南部町	荊尾 芳之 議員、景山 浩 議員、真壁 容子 議員、細田 元教 議員
伯耆町	杉本 大介 議員、乾 裕 議員、幸本 元 議員、細田 栄 議員
日吉津村	松田 悦郎 議員、井藤 稔 議員

令和2年11月6日の臨時議会で議長・副議長が就任されました。

議長 井藤 稔 議員（日吉津村） 副議長 幸本 元 議員（伯耆町）